

# 一般社団法人応用生態工学会

## 定 款

# 一般社団法人応用生態工学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、「人と生物の共存」「生物多様性の保全」「健全な生態系の持続」を共通の目標に、生態学と土木工学の基礎知識及び実際的問題についての研究成果をもとに、両分野の関係者が共同して、それらの境界領域に新しい理論・知識・技術体系である「応用生態工学」を発展・展開させることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 応用生態工学に関する調査・研究活動
- ② 応用生態工学に関する学術講演会、研究会、シンポジウム、講習会、現地見学会等の開催
- ③ 応用生態工学に関する国内外の調査・研究活動、会議に関する情報の収集と伝達
- ④ 応用生態工学に関する調査・研究活動に関する技術援助
- ⑤ 応用生態工学に関する国際的学術交流
- ⑥ 応用生態工学に関する受託事業
- ⑦ 会誌の発行
- ⑧ その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本会には、次の会員を置く。

- ① 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人

- ② 学生会員 本会の目的に賛同して入会した個人で、応用生態工学を志し、大学、短期大学、専門学校等の在籍を証明できる者
  - ③ 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人又は法人若しくはその他の団体
  - ④ 名誉会員 本会及び応用生態工学の発展に大きな功績のあった個人で、理事会の推薦により総会において決定された者
- 2 本会は、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 正会員、学生会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める会員規程の定めるところにより入会を申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

（会費）

- 第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める会員規程の定めるところにより会費を納入しなければならない。
- 2 学生会員及び賛助会員は、別に定める会員規程の定めるところにより会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、別に定める会員規程の定めるところによる退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- ① この定款その他の規則に違反したとき。
  - ② 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- ① 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
  - ② 総正会員が同意したとき。
  - ③ 死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- ⑧ その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更

- ④ 解散及び残余財産の処分
  - ⑤ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
  - ⑥ その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第18条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合の正会員は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

- 第19条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び議長が指名する2名以上の議事録署名人がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 正会員は、法令で定めるところにより、前項の議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。

(総会運営規程)

- 第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規程による。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第22条 本会に、次の役員を置く。
- ① 理事 5名以上25名以内
  - ② 監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長、1名以内を専務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会において自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げないが、連続して2期を超えることができない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定めるところによる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ① 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - ② 自己又は第三者のためにする本会との取引
  - ③ 本会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 本会は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、理事（業務執行理事又は本会の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- ④ 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- ⑤ 規程の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な使用人の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- ⑥ 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第33条 通常理事会は、毎事業年度に2か月を超える間隔で2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- ④ 一般法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合は、この限りでない。

2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書

面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第24条第5項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会運営規程)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更す

る場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
  - ② 事業報告の附属明細書
  - ③ 貸借対照表
  - ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - ⑥ 財産目録
- 2 会長は、前項の承認を受けた書類を定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
    - ① 監査報告
    - ② 理事及び監事の名簿
    - ③ 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(剰余金の不分配)

第44条 本会は、剰余金の分配を行わない。

(寄附財産の取扱い)

第45条 本会が寄附を受けた財産の取扱いについては、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金取扱規程による。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において決議することにより変更することができる。

(合併等)

第47条 本会は、総会において決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 本会は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由に

よるほか、総会において決議することにより解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第50条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 地区会

(地区会)

第51条 地域における研究活動、研究成果の普及及び関係機関等との連携の推進のために必要があるときは、理事会は、その決議により、地区会を設置することができる。

- 2 地区会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 事務局

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置き、その他所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第54条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第14章 補則

(実施細則)

第56条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第57条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

### 附 則

1 本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から令和7年6月30日までとする。

2 本会の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 占部城太郎、清水義彦、東信行、藤田光一、天野邦彦

設立時監事 鳥居敏男、西浩司

3 当会の設立時理事の任期は、法人設立後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

4 当会の設立時監事の任期は、法人設立後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

5 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 宮城県 [住所隠蔽]

設立時社員 占部城太郎

住所 群馬県 [住所隠蔽]

設立時社員 清水義彦

住所 青森県 [住所隠蔽]

設立時社員 東信行

住所 茨城県 [住所隠蔽]

設立時社員 藤田光一

住所 茨城県 [住所隠蔽]

設立時社員 天野邦彦

6 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は、東京都千代田区麴町四丁目7番

地5麴町ロイヤルビル405号とする。

- 7 本会は、任意団体である応用生態工学会の解散日時点の資産および負債、権利を、すべて承継する。